

＊浦安市＊ 障害児通所支援の新規利用のご案内

1. 障害児通所支援にはどんなサービスがあるの？

お子さんの発達を支援するための療育の提供を目的とした各種サービスをご利用いただけます。



児童発達支援

医療型児童発達支援

未就学のお子さんを対象に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

放課後等

デイサービス

小学校・中学校・高校に就学しているお子さんを対象に、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

保育所等

訪問支援

保育所、こども園、小学校等を訪問し、他のお子さんとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

居宅訪問型

児童発達支援

重度の障がいにより、外出することが著しく困難なお子さんを対象に、居宅を訪問して発達支援を行います。

2. 相談員による専門的なサポートを受けられます！

保護者からの依頼に基づき、相談員（「相談支援専門員」と言います）が、ケアプラン（「障害児支援利用計画」と言います）を作成し、定期的にサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。

サービスの利用調整や利用状況の確認、情報提供などの支援を行い、お子さんの成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談を受けることができます。費用はかかりません。

3. どんなお子さんがサービスを受けられる？

- ＊ 障がい者手帳（身体・療育・精神）のいずれかを持っている、または難病疾患がある
- ＊ 医師により療育が必要と認められている（「診断書・意見書」が必要です）
- ＊ 特別支援学校または特別支援学級に在籍している
- ＊ 浦安市こども発達センター等により療育が必要と認められている

いずれにも当てはまらない場合は、
事前に障がい事業課にご相談ください。

4. サービスに係る費用は？

サービス利用にかかる利用者負担額は、原則として1割負担となりますが、国では負担軽減を目的に月額の上限負担額を定めています。

さらに浦安市では、独自に利用者負担額の助成を行っています。障害児通所支援の利用者負担額については全額を助成しています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額 (国)	負担上限月額 (浦安市独自)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市民税課税世帯 (市民税所得割28万円未満)	4,600円	0円
一般2	上記以外	37,200円	0円

5. どうやって利用する？

①事業所探し

「障がい福祉ガイドブック」内の事業所一覧などを参考に、プログラム内容や空き状況、見学の実施などについて、各事業所に直接お問い合わせください。市外の事業所を利用することもできます。

②申請

郵送でも受付けます

申請には次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・浦安市障害児通所給付費支給申請書
- ・ケアプラン または セルフプラン
- ・浦安市障害児通所支援利用者負担額助成金交付申請書
- ・就学時サポート調査・給付決定時調査票

③ケアプランの作成依頼

申請にあたり、ケアプランの提出が必要となります。
相談支援事業所へ連絡をし、ケアプランの作成を依頼してください。



※保護者が自分でケアプランの作成することを希望する場合や、相談支援事業所が見つからない場合は、セルフプランを提出することができます。

市ホームページ

「相談支援事業所の一覧」

④支給決定

申請から概ね2週間
お時間をいただきます

申請書類やアセスメントなどの内容を確認のうえ、支給決定を行います。
障がい事業課から「**通所受給者証**」が届きます。

※利用日数はケアプランに基づいて決定します。

週5日（月23日）を超えた利用は原則できません。



⑤サービス 利用開始

受給者証をもって事業所と契約し、サービスの利用を開始します。
サービス利用開始後に、サービスの内容や支給量に変更が生じる場合は、事前にケアプランを市に提出し、支給内容の変更決定を受ける必要があります。

市ホームページより、サービスに関するより詳しい情報をご確認いただけます。
申請様式などをダウンロードすることができます。



制度全般に関する
お問い合わせ

浦安市 障がい事業課 （平日：8：30～17：00）
電話 047-712-6397 FAX 047-355-1294
メールアドレス shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

